

『公益企業法案』

東京市政調査会 [編]

1932年5月 菊判／336頁 図書番号 OC-0098

日本の公益企業に関する研究は、戦前から行政学者や経済学者によって都市行政や事業実務上の必要性から調査研究がおこなわれていた。しかし、アメリカやイギリスと違って日本には公益企業概念を法制上明確に規定した法律がなかったために、自治体関係者の間から包括的な公益企業法によって個々の事業法を整理統合すべきであるという議論がもちあがっていた。

東京市政調査会（以下、本会）研究部が作成した本書は、公益事業の法的研究に重点をおいたもので、各種公益事業に関する具体的な実態調査にもとづき、包括的な法律で総合的な統制を試みようとしたものである。

調査の発端は、1930（昭和5）年12月六大都市事務協議会代表・京都市長からの「公益事業の整備統制に関する研究調査並成案の作成方」という委託であった。すなわち、「公益事業は早急に整備統制する必要があると思われる所以、公私の公益事業の可否も検討するなどしてそのための成案を得たい（『東京市政調査会四十年史』図書番号：OA-2553）」というもので、約1年間で海外関係法の調査研究と国内都市の実態調査、とりわけ大都市における市民生活の増進のために欠かすことのできない電気、ガス等の公益事業の実証的研究とその法案作成を求めるものであった。

本会は研究部機構を改め、従来からの一般調査組織のほかに臨時公益企業調査局を設置してこの事業にあたることにした。

本会が採った調査方法は、まず各種公益企業の経営実態を調査するための質疑および調査票を官公庁・公益企業・学者等に出しとめることであった。これは、のちに英訳されて欧米諸国の学界関係者へも発送し多大な注目を集めることとなった。また同時に、関連する事業法をまとめた法規類集（「現行公益企業法規類集」）も作成した。

これらをもとに本会がまとめた公益企業法案は、第1章総則から第12章訴願及訴訟と附則に分かれ、合計115条からなる。この法案の基本方針として考えられた公益企業の概念とその範囲は、(1)経済上の企業であること(2)独占的性質を有すること(3)一般の需要に応じる公共的なものであるとした。

法案の対象となる公益事業は、水道条例、ガス事業法、電気事業法、軌道法、自動車交通事業法、地方鉄道法、運河法による事業とし、鉄道、郵便、電信、電話などの事業は国または特殊法人の事業としてはずした。

また、法案には新しい企業形態として、地方公共団体から独立して公益企業の経営を唯一の目的とする企業営団と、株式会社により近い特徴をもつ公私協同株式会社という二つの企業形態を定めている。

この法案は、新聞論評や国内外の学会関係者から大きな賞賛を受けて一日も早い法制化を期待されたが、本会の大きな努力にもかかわらず実現をみることはなかった。とはいえ、帝都高速度交通営団法（1941（昭和16）年）や住宅営団法（同年）、戦後は新憲法のもと公益事業の範囲を明確にした公益事業令（1950（昭和25）年）や地方公営企業法（1952（昭和27）年）の制定へ多大な影響を与えたといえよう。

（柳原裕彦・市政専門図書館司書主幹）